

自家用自動車による有償運送（法78条）



1. 災害のため緊急を要する時

2. 自家用有償旅客運送

市町村・特定非営利活動法人等が、市町村の区域内の住民の運送を行うとき

(1) 市町村運営有償運送

市町村が専ら当該市町村の区域内で住民の生活交通を確保するため自ら行う運送

特定非営利活動法人・公益法人・農業協同組合・消費生活協同組合・医療法人・社会福祉法人・商工会議所・商工会

(2) 過疎地有償運送

特定非営利活動法人等が、過疎地域その他これに類する地域において行う当該地域内の住民等がその地域内で日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であって、名簿に記載されている者及び同伴者の輸送。

(3) 福祉有償運送

特定非営利活動法人等が定員11人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、名簿に記載されているもの及びその付添人の運送

身体障害者、介護保険法の要介護者・要支援者、その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

運輸支局
の登録が
必要

中国運輸局ホームページへ公示掲載
役立つ情報 自動車交通部関係・公示のお知らせ(自家用有償旅客運送)

3. 公共の福祉を確保するためやむをえない場合

- ・自らの施設への送迎（幼稚園・学校等）
- ・4条（福祉輸送限定）又は43条（特定）と契約する N^{th} -等による運送

運輸支局
の許可が
必要

自家用有償旅客運送の手続き等

中国運輸局ホームページへ公示掲載
役立つ情報 自動車交通部関係・公示の
お知らせ(自家用有償旅客運送)



自家用有償旅客運送者
(市町村・特定非営利活動法人等)

協議依頼

協議が調った
場合

地域公共交通会議
(市町村運営の場合)

運営協議会
(特定非営利活動法
人等運営の場合)

主宰する市町村長又は県知事・旅客運送業者及び団体・住民又は旅客・運輸局(支局)長・旅客運送運転者の団体・必要に応じ道路管理者・県警・学識経験者で構成

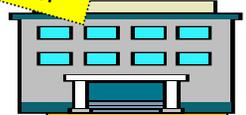
主宰する市町村長又は県知事・旅客運送業者及び団体・住民又は旅客・運輸局(支局)長・旅客運送運転者の団体・地域で有償運送しているNPO等・必要に応じ学識経験者で構成

名称住所代表者、運送の種別、路線または運送の区域、配置車両数、運送する旅客の範囲を記載。運行の管理体制、地域公共交通会議・運営協議会の合意等の添付書類が必要

登録申請

有効期間の更新申請・変更申請・変更届・業務の廃止届

合意の解除通知
行政処分の通知



運輸支局

登録の拒否

申請者の欠格、地域公共交通会議・運営協議会の合意がない等

登録の実施

登録簿に登録・登録証の交付・登録番号の付与
登録の有効期間 登録から2年、有効期間内に重大事故・各種命令を受けなかった場合は3年

事故の報告・輸送実績報告

命令・業務の停止・取り消し等の行政処分

対価の掲示・説明、輸送の
安全・旅客の利便の確保

対価の支払い



利用者

1. 市町村運営有償運送 施行規則・通達・公示

市町村が、専らその区域内で、住民の生活交通を確保するため自ら行う輸送

市町村が主宰する地域公共交通会議（地域協議会の分科会も含む）の合意が必要

交通空白輸送

過疎地域や一部の都市地域などの交通空白地帯において、乗合バス事業によっては住民の生活の足を確保することが困難となっている場合において、住民の足の確保を行う輸送

旅客の範囲 当該市町村に在住する住民、並びにその親族及びその他当該市町村に日常の用務を有する者。

路線 路線を定めて行う。デマンド輸送の場合でも、基本となる路線を定める。

使用車両
(市町村名義(リース可))
バス **セダン等**
移動制約者の移動を容易にするもの可

運転者の要件 (経過規定あり)
2種免許が有効な者
1種免許2年間停止のない者で大臣認定講習(市町村等運転者講習)の受講者又は(社)日本自家用自動車管理業協会自家用自動車運転士専門学校運転サービス士科の修了者
人身事故等には適性診断を受診 運行委託も同様の資格

対価を事務所に掲示

より難しい場合：撤退前のバス運賃等参考に出来る

燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内

対価

合理的な方法により定められ

旅客にとって明確であること。

市町村福祉輸送

住民のうち身体障害者等の会員に限定した輸送であって、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送

旅客の範囲 当該市町村の住民であって当該市町村において移動制約者と考えられるものであって市町村に事前に会員登録を行った者。

運送区域 市町村の区域を運送の区域とする。旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあること

使用車両
市町村名義(リース可)
寝台・車いす・兼用・回転シート
セダン等(貨物×)
軽可 バス×

運転者の要件 (経過規定あり)
1種免許2年間停止のない者で大臣認定講習(福祉運転者講習)の受講者又は(社)全乗連等のケア輸送サービス従事者研修の修了者
2種免許が有効な者

セダン等はさらに次の要件のいずれかを備えた者

介護福祉士 大臣認定講習(セダン等運転者講習)の受講者 (社)全乗連等のケア輸送サービス従事者研修修了者

県又は県が指定する者が行う介護員養成研修、又は居宅介護の提供者として厚労大臣が定めた研修を修了し、証明のある者

人身事故等には適性診断を受診 運行委託も同様の資格

対価を事務所に掲示 対価の提示と説明

より難しい場合：対価について一般タクシー運賃の1/2を目安に、対価以外は一般タクシーを参考に出来る

運行管理の体制

すべての事業所で運行管理の責任者必要
運行前の安全運転のための確認は対面で実施する。
代務者選任可

運行管理の責任者の資格
バス1両・その他5両以上の場合は、次に該当する者

旅客運行管理者資格者証所持
運行管理者基礎講習修了

安全運転管理者の資格
運行管理の実務1年以上の経験

安全運転のための確認の実施記録

乗務記録
事故記録

運転者台帳
苦情処理簿

車内掲示(運送者名称、運転者氏名、自動車登録番号、対価)

車両表示の実施(名称・「有償運送車両」・登録番号)登録証の写しを備置

整備管理・事故・苦情処理体制の整備

損害賠償措置

運輸支局への報告

輸送実績報告(年1回(福祉輸送の場合会員名簿を添付))・事故報告(その都度)



2. 過疎地有償運送 施行規則・通達・公示



特定非営利活動法人等が過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域 その他これに類する地域において自家用自動車を使用して行う輸送

- タクシー等の公共交通機関によっては住民に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合
- 運営協議会の合意が必要
- 法人等の会員・同伴者に限る
- 営利に至らない範囲の対価

旅客の範囲

次に該当する法人等の旅客会員及びその同伴者

過疎地その他これに類する地域において、当該地域の住民とその親族、当該地域内において官公庁・病院・その他施設を利用する者、その他当該地域において日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要がある者

運送の区域

市町村を単位とする

旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあること

使用車両

法人等が所有する自動車及びボランティア個人の持込みの自動車（過疎地有償運送を実施する間、自家用有償旅客運送者が使用権原を有するもの）

- バス可
- 軽可
- やむをえない場合を除き乗用自動車

運転者の要件

（経過規定あり）

2種免許が有効な者

1種免許2年間停止のない者で大臣認定講習（市町村等運転者講習）の受講者又は(社)日本自家用自動車管理業協会自家用自動車運転士専門学校運転サービス土科の修了者

人身事故等には適性診断を受診

運行管理の体制

すべての事業所で運行管理の責任者必要
運行前の安全運転のための確認は対面で実施する。
代務者選任可

運行管理の責任者の資格

バス1両以上・その他5両以上の場合は、次に該当する者

旅客運行管理者資格者証所持

安全運転管理者の資格

運行管理者基礎講習修了

運行管理の実務1年以上の経験

安全運転のための確認の実施記録

- 乗務記録
- 乗務員証
- 運転者台帳
- 事故記録
- 苦情処理簿

車両表示の実施（名称・「有償運送車両」・登録番号）登録証の写しを備置

車内掲示（運送者名称、運転者氏名、自動車登録番号、対価）

整備管理・事故・苦情処理体制の整備
会員名簿

損害賠償措置

任意保険の加入義務 別途告示を予定

対人8千万円
対物2百万円

搭乗者もカバー

自家用有償旅客運送中もカバー

対価

運営協議会の合意が必要

燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内

合理的な方法により定められ

旅客にとって明確であること。

営利に至らない範囲として、当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2を目安に、また地域のバス運賃を参考にする事が出来る。

旅客に対し予め提示し説明する必要

運輸支局への報告

輸送実績報告（年1回）・事故報告（その都度）



3. 福祉有償運送 施行規則・通達・公示



特定非営利活動法人等が、交通移動困難者としてその特定非営利活動法人等の会員として加入している一定の範囲の者の輸送

運営協議会の合意が必要

乗車定員11人未満の自動車に限るドアツードアの個別輸送
運営協議会が必要と認めた次の場合は複数乗車を認める。対価について協議会の合意が必要
透析患者の透析のための輸送 知的障害・精神障害の施設送迎の場合

営利に至らない範囲の対価

旅客の範囲

単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、法人等の旅客会員に該当する一定の範囲の者及びその付添人

一定の範囲の者

身体障害者

要介護認定者

要支援認定者・肢体不自由者・内部障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者・自閉症・学習障害者のうちの介助（付添、見守り等を含む）によらずにはタクシー等公共交通機関の利用が困難な者

運営協議会で身体状況等対象とすることについて確認が必要

運送の区域

市町村を単位とする 旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあること

使用車両

法人等が所有する自動車及びボランティア個人の持込みの自動車（福祉有償運送を実施する間、自家用有償旅客運送者が使用権原を有するもの）

寝台・車いす・兼用・回転シート

セダン等（貨物×） 軽可 バス×

運転者の要件（経過規定あり）

2種免許が有効な者

1種免許2年間停止のない者で大臣認定講習（福祉運転者講習）の受講者又は（社）全乗連等のケア輸送サービス従事者研修の修了者

セダン等はさらに次の要件のいずれかを備えた者

介護福祉士

大臣認定講習（セダン等運転者講習）の受講者

（社）全乗連等のケア輸送サービス従事者研修修了者

県又は県が指定する者が行う介護員養成研修、又は居宅介護の提供者として厚労大臣が定めた研修を修了し、証明のある者

人身事故等には適性診断を受診

運行管理の体制

すべての事業所で運行管理の責任者必要
運行前の安全運転のための確認は対面で実施する。
代務者選任可

運行管理の責任者の資格

5両以上場合は、次に該当する者

旅客運行管理者資格者証所持

安全運転管理者の資格

運行管理者基礎講習修了

運行管理の実務1年以上の経験

安全運転のための確認の実施記録

乗務記録

乗務員証

事故記録

運転者台帳

会員名簿

苦情処理簿

車両表示の実施（名称・「有償運送車両」・登録番号）登録証の写しを備置

車内掲示（運送者名称、運転者氏名、自動車登録番号、対価）

整備管理・事故・苦情処理体制の整備

損害賠償措置

対人8千万円
対物2百万円

搭乗者もカバー

任意保険の加入義務（告示を予定）
自家用有償旅客運送中もカバー

対価

運営協議会の合意が必要

燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内

合理な方法により定められ

旅客にとって明確であること。

営利に至らない範囲として、当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2を目安に出来る。

旅客に対し予め提示し説明する必要

運輸支局への報告

輸送実績報告（年1回）・事故報告（その都度）

経過規定

自家用有償旅客運送関係

(登録事項)

現行第80条ただし書の有償運送許可を受けている者で登録を受けたとみなされる者

有償運送許可の申請書記載事項を登録簿に記載されたものとみなす(登録事項に相当する事項に限る。)

登録事項で不足するものについては、施行から1年以内に届け出なければならない。

(輸送の安全・旅客の利便の確保)

新規登録者

施行から1年間は、運転者、運行管理責任者関係の規定は適用しない。

現行第80条ただし書の有償運送許可を受けている者で登録を受けたとみなされる者

有効期間中(有効期間が施行から1年以内の場合は施行から1年間)は、運転者、運行管理責任者関係の規定は、適用しない。

ただし、施行から1年経過後に変更登録を受けた場合は適用する。

(運転者の要件)

2種免許取得者で免許停止になっていないもの又は1種免許を受けていて過去2年以内に免許の停止されていないものであって大臣の認定講習の受講者(施行規則第51条の16第1項)

大臣の認定講習は施行から1年間は、旧の取扱い
旧の取扱い：県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受けた者等福祉有償運送にあっては、上記のほか社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送従事者研修、移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を終了した者等
H18.9.30以前に有償運送事業に運転者として従事していた者及びH18.10以降に大臣認定を受けた講習実施者が認定前に実施した講習を修了した者は、国交大臣認定の有償運転者講習に替え同代替講習の受講で可

福祉輸送のセダン型にあっては上記のほか次の要件が必要 介護福祉士の資格 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。前号に準ずる者として大臣が認める要件を備えるもの

の認定する講習を修了していること。についてはセダン特区区域内において旧法80条許可を受けた福祉有償運送のセダン型等の運転者又はH18.10以降に大臣認定を受けたセダン等運転者講習実施者が認定前に実施した講習を修了した者は、国交大臣認定のセダン等運転者講習に替え同代替講習の受講で可

改正通達の適用はH18.10.1以降処理するものから適用する

みなし自家用有償旅客運送者

みなし運送者にかかる、運転者証の作成・携行、自動車に関する表示

H18.10.1以後最初の登録(変更届を含む)の日まで適用を猶予する

みなし運送者にかかる登録簿の縦覧、登録事項の通知、登録証の交付、登録番号の付与

H18.10.1以後最初の登録の日まで適用しない

みなし運送者にかかる、車体表示のうち「有償運送車両」「登録番号」の表示

H18.10.1以後最初の登録の日まで従前通り

いわゆる金沢方式(市町村が社協へ業務委託)で許可を受けている場合

みなし運送者にかかる、自動車への登録証の備え置きについて

H18.10.1以後最初の登録の日まで適用を猶予し、既に交付を受けた許可証を備え置く

みなし運送者が複数の地域ですでに許可を取得している場合

複数の運送の区域を有する1の自家用有償旅客運送者が登録を受けたとみなし、改正法の適用を受ける。この場合最初に到来する有効期間が当該法人の有効期間とみなす